

(別紙2)

電気・機械設備等の運転監視及び保守点検業務

(1) 業務の内容

- ①電気設備、空調設備、給排水設備、防災設備及び昇降機設備等（以下「各種設備」という。）の運転操作、監視及び制御に関すること。
- ②各種設備の日常点検、定期点検、法定点検及び保守に関すること。
- ③各種設備の運転状況の確認、計測、記録及び点検報告並びに調査、分析に関すること。
- ④各種設備の軽微な故障修理に関すること。
- ⑤各種設備の非常措置に関すること。
- ⑥施設内の環境の保全に関すること。
- ⑦施設及び各種設備の防災、安全に関すること。
- ⑧電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督並びに保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
- ⑨上記①から⑧に関連する関係機関への届出（提出・報告等）書類の作成及び届出の代行並びに関係機関との連絡・調整に関すること。
- ⑩設備機器の小修繕、管球交換に関すること。
- ⑪官公庁検査、外注保守点検等の立会い、報告に関すること。
- ⑫その他必要と認められる立会い、連絡調整及び報告に関すること。

(2) 業務執行体制

中央監視室に常駐監視員を配置することとし、業務従事者の勤務体制は、原則として開館時間から閉館時間までとする。

(3) 運転・監視業務

ア 対象設備

- a 中央監視制御設備
- b 電気設備
- c 空調設備
- d 給排水衛生設備
- e 防災設備
- f 映像設備・音響設備
- g その他の設備（自動ドア、エレベーター、その他建物に附帯する設備で運転操作、監視を必要とする設備）

イ 方法 建築保全業務共通仕様書による

(4) 日常点検・整備、定期点検・整備業務

ア 電気設備関係

受変電設備保守点検、自家発電設備保守点検、直流電源装置保守点検、電気設備保守点検、弱電設備保守点検

イ 空調設備関係

空調機器保守点検、空調機器フィルター交換、中央監視制御設備保守点検、ばい煙等測定業務、空気環境測定

ウ 給排水設備関係

給排水設備保守点検、飲料水の検査、受水槽清掃、特殊排水設備保守点検

エ 防災設備関係

自動火災報知設備保守点検、非常用照明器具保守点検、誘導灯保守点検、非常放送設備保守点検、屋内消火栓設備保守点検、屋外消火栓設備保守点検、消火器点検、消火水槽保守点検、防火排煙設備保守点検

オ 映像・音響設備関係

映像・音響設備保守点検

カ 昇降機設備関係

エレベーター保守点検

キ 免震装置関係

免震装置保守点検

ク 自動ドア設備関係

自動ドア保守点検

ケ ボイラー設備関係

ボイラー保守点検

コ 地下燃料タンク設備関係

地下燃料タンク保守点検

サ その他

その他、必要となる点検・整備業務

(5) 保守点検の周期

建築保全業務共通仕様書による。

(別紙3)

清掃業務

(1) 業務の目的

医療機器開発支援センターの環境の保全と施設の維持を図ること。

(2) 業務の内容

- ア 日常清掃業務
- イ 定期清掃業務
- ウ 照明器具清掃業務
- エ 鼠・昆虫等の生息調査業務
- オ その他の業務（アからエに関連する業務）

(3) 業務の仕様、条件、頻度

業務名	仕様、条件等	頻度（標準）
ア 日常清掃業務 （除塵、拭き等）	エントランスホール、風除室、トイレ、給湯室 他	休館日を除き 毎日1回
	廊下、ホワイエ、階段 他	1週間に2回
	管理事務室、応接室、動物管理事務室、討議室、見学室、討議コーナー、大研修室、小研修室、ミーティングルーム、カンファレンス室、会議室、エレベーター、中央監視室、管理更衣室、模擬更衣室、飼育更衣室、研修更衣室、解剖更衣室、手術更衣室、仮眠室、シャワールーム 他	1週間に1回
イ 定期清掃業務 （表面洗浄、保護材の塗布等）	日常清掃業務に加えて、 休憩室、模擬手術室、滅菌洗浄室、アンギオ操作室、動物処置室、洗浄室、組立滅菌室、既滅菌保管室、顕微鏡室、生化学分析室、鏡検室、染色室、薄切室、包埋室、固定切出室、解剖室、電気試験室、温度湿度試験室、構造解析室、工作室、環境試験室、物性試験機械測定室、10m法準備室、3m法準備室、機器分析室、技術開発室 他	1年に1回～ 数回
ウ 照明器具清掃業務	照明器具の清掃	1年に1回
エ 鼠・昆虫等の生息調査業務	屋内清掃業務の範囲に入居団体部分を加えた範囲の調査	適宜

(4) その他

- ア 上記(3)に記載の他、各試験室等の使用後や模擬手術室の貸出後など、清掃が必要となる場合にはその都度行うこと。
- イ 施設周りや構内通路、駐車場についても定期的に清掃を行い、環境美化に努めること。

(別紙4)

ふくしま医療機器開発支援センターにおける
県内中小企業の料金について

1 目的

県内中小企業の医療関連産業への新規参入や製品開発を促進し、県内の医療関連産業集積を推進するため、県内中小企業がセンターを利用する場合の軽減策を講じる。

2 内容

県内中小企業がセンターを利用する場合には、評価試験等の一部について、軽減料金を設定する。

(1) 対象者

県内に事業所を有する中小企業

※「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(2) 対象となる評価試験等

電気・物性・分析安全性試験

①EMC試験

②電気安全性試験

③物性試験

④環境試験

⑤寸法・形状測定

⑥化学分析

(3) 設定内容

一般の利用料金の3/4とする。